

第 10 回 那珂川市農業委員会会議録

令和 3 年 1 月 12 日、那珂川市農業委員会会長は、令和 2 年度第 10 回農業委員会定例会を J A 筑紫那珂川支店 2 階大会議室に招集した。

- 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)
- 議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について (1 件)
- 報告第 26 号 令和 2 年度農地集積・集約に関する意向調査の集計結果について
- 報告第 27 号 専決処分について 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出 (合意解約) について (1 件)
- 報告第 28 号 専決処分について 現況証明について (1 件)
- その他 1 農業者年金について

- 〈農業委員〉 8 人
- 〈農地利用最適化推進委員〉 5 人
- 〈事務局〉 3 人

開会 (午前 9 時 30 分)

議 長	<p>ただいまから令和 2 年度第 10 回農業委員会を開会します。</p> <p>議事録署名人の指名を行います。7 番委員、2 番委員お願いします。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>議案第 35 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 1 について事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第 35 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 1 を説明した。</p>
議 長	<p>担当の 6 番委員の意見を求めます。</p>
委 員	<p>11 月の終わりに現地を確認し、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>各委員からの質問等を求めます。</p>

	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成、賛成多数により承認されました。 次に、議案第35号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号2について事務局から説明させます。
事務局	議案第35号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議 長	担当の7番委員の意見を求めます。
委 員	今まで作っていたところがちょっと荒れておりましたけれども、機械で鋤いて作るということで、問題はないと思います。
議 長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第36号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 は、番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第36号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」

	番号1を説明した。
議長	各委員から質問等を求めます。 はい、どうぞ。
委員	これは、ハウスの写真載せていますけれども、ハウスのみの貸付けということでしょうか。
議長	事務局、お願いします。
事務局	こちらの案件のハウスにつきましては、後ほど出てくる、報告第27号で合意解約された方のものを、そのまま引き継ぐという形です。
委員	分かりました。
議長	他に質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質問がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、報告第26号 「令和2年度農地集積・集約に関する意向調査の集計結果」 を事務局から報告させます。
事務局	報告第26号 「令和2年度農地集積・集約に関する意向調査の集計結果」 を報告した。
議長	次に、報告第27号から第28号を事務局から説明させます。

事務局	<p>報告第27号 専決処分について 「農地法第18条第6項の規定による届出について」 番号1。 報告第28号 専決処分について 「現況証明について」 番号1を説明した。</p>
議長	質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	本日の議案・報告は終了し、第10回農業委員会は閉会した。
	10時 5分 閉会